

アメリカにおける リーガルサービス・プロバイダの多様性 に関する予備的考察 —アーカンソーとカリフォルニアにおける 調査を踏まえて—

中村 良隆（明治学院大学 非常勤講師）

目次

1. 本稿の目的
2. アメリカにおいて弁護士が多い地域と少ない地域
3. アメリカにおける各種のリーガルサービス・プロバイダ
4. アーカンソーにおける税務書類の作成とリーガルサービス・プロバイダ
5. カリフォルニアおよびアーカンソーにおけるパラリーガルと法律文書作成業
6. 結論

1. 本稿の目的

この研究の大きな目的は、①アメリカ合衆国において弁護士以外にリーガルサービスを提供している専門職または非専門職にはどのようなものがあるか、②それらの職種の住み分けや業務の重なり合いはどうなっているかを明らかにすることである。

このテーマに取り組むに当たって、注意すべき点がいくつかあった。第1に、対象となる法域の選定である。アメリカ合衆国について論じる多くの場合について問題になることであるが、弁護士その他の専門職の許認可および規制は、原則として州の管轄に属する事柄である。そこで、特にどの州を調査の対象とすべきかが問題となる。

第2に、リーガルサービスの範囲をどこまでととらえるか（そして、アメリカと日本ではその範囲は微妙に異なっているのではないか）という問題である。これについては、「弁護士中心の視点ではないか」という批判が想定されるものの、一応明確にその範囲を示すことが必要である以上、日本で「隣接士業」もしくは「隣接法律職」と呼ばれている専門職に対応するものを検討対象とすることにした。他方で、市民のリーガル・アクセス・サービスへのアクセスを容易にしているが、リーガルサービス自体は他者により提供されていると考えられる業種、すなわち権利保護保険（弁護士保険）、弁護士紹介業、ウェブ上での質問フォーラムや自助ツール（契約書のひな型やコンピューター・ソフトウェア）の企画・販売については検討の対象外とした。また、警察や消費者生活センターについては、いかに日本での利用状況が高いとしても¹、公的セクターまたはそれに準じるものと考えられるため、検討の対象外とした。

第3に、「アメリカの場合は弁護士の数が非常に多いので、弁護士が法律関係の仕事を皆やっている²」という通説的理解は正しいかどうかの検証が必要だということである。弁護士の他に公認会計士、税理士、および弁理士の資格がアメリカにもあることはよく知られている。日本のような義務的登記制度が存在しないために、司法書士に対応する職種が存在しないであろうことは想像がつく。それでは行政書士についてはどうなのか？

仮に都市部では弁護士の数が多いとしても、弁護士の数が少ないと考えられる田舎や過疎地ではどうなっているのか？少ない弁護士がジェネラリストとしてあらゆる種類の事件を引き受けているのか、それとも弁護士の代わりに一部の紛争の解決を引き受けている専門職や非専門職が存在しているのだろうか？そのように考えてみると、関連して第4に都市部と郊外・田舎との比較が重要になってくると思われる。

こうした観点から、最初にアメリカで弁護士の多い地域と少ない地域はどこかを予備的に調査し（次章）、州別で人口に占める弁護士の比率が最も少ないことが判明したアーカンソーと、逆に弁護士の比率が非常に大きい大都市サンフランシスコを含むカリフォルニアの2つの州を取り上げることとした。具体的には、2016年11月3日から9日までアーカ

¹ 樫村志郎・武士俣敦（編）『トラブル経験と相談行動』87頁（東京大学出版会、2010年）

² 三木常照「法律専門職の奇跡と将来像：行政書士を中心に」立命館法学 2010年5・6号1403頁・1419頁「アメリカの特徴は、日本のように士族（さむらいぞく）の種類が数多くないことである。弁護士以外には会計士と所得税代理士（わが国の税理士に相当する）制度があるのみである。・・・アメリカの場合は、日本の行政書士、司法書士、社会保険労務士等、法律関連職の従事者の仕事を弁護士がほぼ一元的に処理していることになっている。」；Wikipedia日本語版の「弁護士」の項目によれば「アメリカにおいては日本の隣接法律職の業務の多くを弁護士が行っていることに注意すべきである。たとえば、司法書士、行政書士、海事代理士、社会保険労務士といった個別資格はアメリカにはなく、その業務は弁護士の業務に包括される。」（2017年2月6日訪問）

ンソー州フェイエットヴィル，10日から15日まで同州リトルロック，16日から18日までサンフランシスコに滞在し，聞き取り調査を行った³。

2. アメリカにおいて弁護士が多い地域と少ない地域

弁護士人口の多い都市部では弁護士以外のリーガルサービス・プロバイダの数も多いと推察される。逆に弁護士人口の少ない郊外はリーガルサービス・プロバイダの数も少ないと推察される。このように都市部と郊外とで，リーガルサービス・プロバイダの数や利用状況，そして州による規制が大きく異なっていることが予想される。

そこでまず，アメリカ合衆国の州別，および，弁護士の多い地域を含むと考えられるカリフォルニア州のカウンティ別の弁護士1人あたり人口を調べてみた。

(1) 州別の弁護士1人あたり人口 (表1)

2015年時点でのアメリカ合衆国の人口は約3億2千万人⁴，弁護士数は約130万人で，全体での弁護士1人あたりの人口は247人である。

プエルトリコ準州その他の領土を除いて，最も弁護士1人あたりの人口が多い州（弁護士過疎）はアーカンソー州で，弁護士1人あたりの人口は499人である。逆に弁護士1人あたりの人口が最も少ない地域（弁護士過密）はコロンビア特別区で，13人である⁵。

表1 州別の弁護士1人あたり人口

州または地域	人口	弁護士数	弁護士1人あたり人口
Arkansas	2,978,204	5,970	499
South Carolina	4,896,146	10,031	488
North Dakota	756,927	1,665	455
Idaho	1,654,930	3,736	443
South Dakota	858,469	1,939	443
North Carolina	10,042,802	23,136	434

³ 幸いにもアーカンソー大学ロースクールのロブ・レフラー(Rob Lefflar)教授の多大な協力を得ることができた。ここに記して謝意を表する。

⁴ 州別の人口(2015年7月) U.S. Census Bureau, Population Division, <http://www.infoplease.com/us/states/population-by-rank.html>

⁵ 州・地域別の弁護士数(2015年) ABA, *National Lawyer Population by State – 2016*, http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/market_research/national-lawyer-population-by-state-2016.pdf

Mississippi	2,992,333	7,059	424
Arizona	6,828,065	16,155	423
Nevada	2,890,845	6,858	422
Indiana	6,619,680	15,883	417
Iowa	3,123,899	7,526	415
New Hampshire	1,330,608	3,521	378
New Mexico	2,085,109	5,547	376
West Virginia	1,844,128	4,918	375
Wisconsin	5,771,337	15,481	373
Tennessee	6,600,299	17,965	367
Utah	2,995,919	8,413	356
Nebraska	1,896,190	5,361	354
Kansas	2,911,641	8,266	352
Virginia	8,382,993	24,062	348
Hawaii	1,431,603	4,193	341
Maine	1,329,328	3,944	337
Alabama	4,858,979	14,630	332
Montana	1,032,949	3,126	330
Wyoming	586,107	1,778	330
Kentucky	4,425,092	13,448	329
Georgia	10,214,860	31,340	326
Delaware	945,934	2,921	324
Oregon	4,028,977	12,464	323
Texas	27,469,114	86,494	318
Alaska	738,432	2,456	301
Ohio	11,613,423	38,849	299
Oklahoma	3,911,338	13,465	290
Washington	7,170,351	24,844	289
Michigan	9,922,576	34,739	286
Vermont	626,042	2,272	276
Florida	20,271,272	74,258	273

Pennsylvania	12,802,503	48,992	261
Colorado	5,456,574	21,761	251
Maryland	6,006,401	23,902	251
Rhode Island	1,056,298	4,224	250
Louisiana	4,670,724	18,775	249
Missouri	6,083,672	25,337	240
California	39,144,818	165,952	236
Minnesota	5,489,594	24,522	224
New Jersey	8,958,013	41,569	215
Illinois	12,859,995	63,211	203
Connecticut	3,590,886	18,655	192
Massachusetts	6,794,422	43,974	155
New York	19,795,791	172,630	115
DC	672,228	52,089	13
Total U.S.	321,418,820	1,300,705	247

(2) カリフォルニアのカウンティ別 の弁護士 1 人あたり人口 (表 2)

2016 年時点でのカリフォルニア州の人口は約 3 千 700 万⁶人、弁護士数は約 16 万 6 千人で、全体で弁護士 1 人あたりの人口は 224 人である。

カウンティ別にみると、最も弁護士 1 人あたりの人口が多いカウンティ（弁護士過疎）はモドック郡で、弁護士 1 人あたりの人口は 1,614 人である。逆に弁護士 1 人あたりの人口が最も少ないカウンティ（弁護士過密）はアラメダ郡（サンフランシスコの対岸にあるオークランドなどの都市が含まれる）で、10 人である⁷。

最も、弁護士のほとんどは都市部に集中しており、田舎に居住している弁護士の数はきわめて少ないと考えられる⁸。

⁶ カリフォルニア州のカウンティ別の人口（2016 年） *Suburban Stats*, <https://suburbanstats.org/population/california/list-of-counties-and-cities-in-california>
<https://suburbanstats.org/population/california/how-many-people-live-in-alameda>

⁷ カリフォルニア州のカウンティ別の弁護士数（2016 年 7 月 21 日現在）

The State Bar of California, https://members.calbar.ca.gov/search/demographics_counties.aspx
⁸ Tora K. Bikson, Megan K. Beckett, Susan M. Gates, Cassandra M. Guarino, Karen E. Ross & Ron Zimmer, *The Labor Market for Attorneys in the State of California: Past, Present, and Future* 22 (2003), (Table 3.4 Number of Lawyers Per Region of California, 1999), https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/monograph_reports/MR1710/MR1710.sec3.pdf; *See also*, http://www.rand.org/pubs/monograph_reports/MR1710.html

表2 カリフォルニアのカウンティ別の弁護士1人あたり人口

カウンティ	活動中の 弁護士数	活動して いない弁 護士数	裁判官 数	任官し ていな い裁判 官の数	法律家の 数の合計	人口	人口 ÷ 活動中の 弁護士数
Modoc	6	2	3			9,686	1614
Madera	96	33	10	7	146	150,865	1572
Kings	98	12	7	3	120	152,982	1561
Merced	164	34	10	3	211	255,793	1560
Glenn	21	6	2	1	30	28,122	1339
Lassen	28	6	2			34,895	1246
Imperial	150	20	10	11	191	174,528	1164
Tulare	406	49	20	9	484	442,179	1089
Sierra	3	1	1	1	6	3,240	1080
San Benito	52	13	2	1	68	55,269	1063
Colusa	21	4	2	1	28	21,419	1020
Tehama	63	16	4	3	86	63,463	1007
Kern	891	161	36	36	1,124	839,631	942
Yuba	81	11	6	3	101	72,155	891
Sutter	107	27	4	3	141	94,737	885
Stanislaus	582	88	21	19	710	514,453	884
San Bernardino	2,367	379	76	121	2,943	2,035,210	860
San Joaquin	815	167	32	38	1,052	685,306	841
Lake	77	32	4	12	125	64,665	840
Mariposa	22	9	2	2	35	18,251	830
Tuolumne	72	28	4	8	112	55,365	769
Solano	555	152	20	36	763	413,344	745
Calaveras	65	21	2	5	93	45,578	701
Riverside	3,154	812	78	181	4,225	2,189,641	694
Del Norte	43	12	3	1	59	28,610	665

Plumas	31	13	2	1	47	20,007	645
Trinity	23	8	2	5	38	13,786	599
Alpine	2	1	3			1,175	588
Butte	390	101	11	18	520	220,000	564
Siskiyou	81	20	3	1	105	44,900	554
Humboldt	262	74	6	15	357	134,623	514
Amador	76	25	2	3	106	38,091	501
Shasta	357	93	8	17	475	177,223	496
El Dorado	369	140	8	22	539	181,058	491
Monterey	858	323	20	46	1,247	415,057	484
Fresno	2,002	267	60	81	2,410	930,450	465
Mendocino	201	80	9	18	308	87,841	437
Inyo	43	18	2	3	66	18,546	431
Yolo	534	269	11	42	856	200,849	376
San Luis Obispo	739	271	11	50	1,071	269,637	365
Nevada	279	137	6	11	433	98,764	354
Santa Cruz	753	244	12	55	1,064	262,382	348
Napa	418	171	7	27	623	136,484	327
Mono	44	9	2	2	57	14,202	323
Placer	1,118	341	11	56	1,526	348,432	312
Santa Barbara	1,442	429	22	102	1,995	423,895	294
Sonoma	1,650	585	23	108	2,366	483,878	293
Ventura	2,852	668	35	166	3,721	823,318	289
Contra Costa	4,119	1,334	39	245	5,737	1,049,025	255
San Diego	15,888	2,951	174	803	19,816	3,095,313	195
Los Angeles	54,349	8,091	579	2,412	65,431	9,818,605	181
Orange	16,940	2,520	140	616	20,216	3,010,232	178
Sacramento	8,209	1,449	83	308	10,049	1,418,788	173
Santa Clara	10,459	1,533	99	429	12,520	1,781,642	170

San Mateo	4,611	1,079	26	211	5,927	718,451	156
Marin	2,105	1,096	14	200	3,415	252,409	120
San Francisco	17,756	2,392	105	719	20,972	805,235	45
Alameda	7,465	1,999	83	414	9,961	73,812	10
California TOTAL	166,364	30,826	1,979	7,711	206,880	37,253,956	224

(3) アメリカにおける弁護士の偏在問題

アメリカは日本（弁護士1人あたりの人口は約3,500人）と比較した場合には「弁護士の非常に多い国」（＝約10倍の過密度）として知られている。しかし今回の統計調査により、その国内においては、州別で約50倍、カリフォルニア州内においては約160倍もの都市部と郊外の偏在が存在することが分かった。カリフォルニアでは、サンフランシスコ近辺において10人に1人、まさに「石を投げれば弁護士に当たる」状態となっているのに対し、アルパイン郡のように裁判官の数（3名）が弁護士（2名）より多いところすら存在していること（日本におけるいわゆる「ゼロ・ワン地域」に近い状況）は、大きな驚きであった。

本研究の主題からはそれるが、こうした弁護士の偏在問題がアメリカでどれほど認知され議論されているかは興味深い問題である。アメリカで聞き取り調査を行った人、ほかに出会った人たちにも「①アメリカ全体を平均して人口何人くらいに1人弁護士がいると思うか、②弁護士が多い地域、少ない地域はどこか、③多い地域、少ない地域では人口何人くらいに1人弁護士がいると思うか」をたずねてみたところ、ほとんど正確な答えは返ってこず、少なくとも社会一般ではこうした問題関心が広く共有されているとは言い難いように感じた。しかし、最も弁護士過疎の州であるアーカンソーにおいては、法律扶助財団の年次報告書の冒頭に「弁護士が人口500人に1人で全米で最も少ない」ことが記されており⁹、また2015年2月にはアーカンソー大学リトルロック校ロースクールで司法アクセスをテーマにしたシンポジウムが開かれ、田舎での弁護士不足の問題も取り上げられている¹⁰。

⁹ 2015 Annual Justice Partners Report: Arkansas Access to Justice, http://www.arkansasjustice.org/sites/default/files/file%20attachments/2016-Arkan-Annual-Report_final.pdf

¹⁰ Lisa R. Pruitt, J. Cliff McKinney II, Juliana Fehrenbacher & Amy Dunn Johnson, *Access to Justice in Rural Arkansas* (2015), <https://flaccesstojustice.freshdesk.com/helpdesk/attachments/5015078220>
Lisa R. Pruitt, J. Cliff McKinney, II, and Bart Calhoun, *Justice in the Hinterlands: Arkansas as a*

3. アメリカにおける各種のリーガルサービス・プロバイダ

日本の「隣接士業」とは、①公認会計士、②土地家屋調査士、③司法書士、④行政書士、⑤社会保険労務士、⑥弁理士、⑦税理士の7業種を指すといわれている¹¹。アメリカでこれに対応する専門職・非専門職を整理すると、次のようになると思われる（表3）。

表3 日米のリーガルサービス・プロバイダの比較

日本の隣接士業	主要な業務・権限（弁護士がその仕事を行えるか）	アメリカにおいて対応する専門職・非専門職	主要な業務・権限（弁護士がその仕事を行えるか）
公認会計士	・会計監査（×） ・経理（財務書類の作成） ・コンサルティング（経営相談） ・税務（税理士としても登録可）	Certified Public Accountant (CPA) （公認会計士） 約65万人	（×）
土地家屋調査士 ¹²	・不動産（土地・建物）の表題部の測量・登記（×）	なし（日本の不動産登記に厳密に対応するものが存在しない） ただし、売買契約後に家屋の調査を行う州の資格（非法律職）として、 Home Inspector （建物検査士）が近年制度化された ¹³ 。	「買主注意せよ」の原則、取引後の担保責任なし。 売買契約後、買主のための調査期間(due diligence)が存在し、買主はこの期間中にシロアリ駆除会社、測量士、ホームインスペクター、建築士によって物件の調査ができる ¹⁴ 。

Case Study of the Rural Lawyer Shortage and Evidence-Based Solutions to Alleviate It, 37 UALR L. REV. 573 (2015), <http://www.qgtlaw.com/wp-content/uploads/2016/04/Justice-in-the-Hinterlands-UALR-Law-Review-Summer-2015.pdf>

¹¹ LEC 東京リーガルマインド『2012 士業最前線レポート弁護士編』60 頁

http://www.lec-jp.com/yobi_shiken/pdf/about/frontline/2012/frontline03.pdf

¹² 土地家屋調査士法人えん「司法書士や弁護士、測量士との違いは？」

<http://www.tochi-kyoukaikakutei.com/900/>

¹³ 小林正典「ホーム・インスペクションの制度化：検査基準標準化で消費者保護実現」

http://jareco.org/service/reports/us_study_report_6.cfm

¹⁴ 国際資格.com「日米不動産の違い」 <http://www.kokusaishikaku.com/usdif.html>

司法書士 ¹⁵	・不動産の権利の登記 ・会社の登記 ・供託 ・簡易裁判所での訴訟代理 ・成年後見人	なし（日本とは不動産取引の慣行が全く異なる）	（▲）土地登録のための訴訟に弁護士が関与する場合がある。
		Real Estate Agent （不動産仲介業の資格）	州の資格がないと不動産業を行うことができない ¹⁶ 。
		Escrow Company （エスクロー保管会社）	売主と買主の間に入り、買主から代金の一部を預かる ¹⁷ 。
		Title Insurance Company （権原保険会社）	不動産の権原に問題がないか公的記録を調査し、リスクに応じた保険を販売して買主に生じた損害を填補する ¹⁸ 。
行政書士 ¹⁹	・会社の設立（定款の作成など） ・建設業・土地開発等の各種の許認可の申請 ・社会保険・労務に	一般的にはなし、企業法務、労務、移民や行政のそれぞれを専門とする弁護士の業務 ²⁰ 。	（○） ただし、日本ほど行政機関の許認可を受ける必要のある業種・業務が多いかどうかについて疑問があると思われる。

¹⁵ 東京司法書士会「司法書士とは」<http://www.tokyokai.jp/shoshi/work.html>

¹⁶ 木村俊郎「アメリカ不動産仲介業者の契約責任：売主依頼人に対する不動産仲介業者の責任を中心にして」関西大学法学論集 42 巻 6 号 1504 頁（1993 年）

¹⁷ 齊藤広子・中城康彦・小川 清一郎（他）「米国カリフォルニア州の住宅取引における住宅・土地・住環境の情報の開示と専門家の役割」都市住宅学 79 号 131 頁（2012）

¹⁸ 吉村眸「アメリカの不動産権原保険制度と登記制度」法政研究 33 巻 2 号 219 頁（1966 年）；中村昌美「アメリカ法における不動産権原保険会社の調査・賠償責任」法學研究 72 巻 12 号 437 頁（1999 年）；大城 裕二「近年における米国権原保険の状況」保険学雑誌 615 号 69 頁（2011 年）など。

¹⁹ 大阪府行政書士会「業務紹介」<https://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/gyomu/>

²⁰ 弁護士の専門が Corporate（企業法務）、Family/Divorce（家事・離婚）、Immigration（移民）、Intellectual Property（知財）、Labor（労務）、Real Estate（不動産取引）、Regulatory/Administrative（行政）、Tax（税務）のように細かく分かれている。See, e.g., Rose Law Firm, <http://www.roselawfirm.com/>

	関する書類の作成 ・自動車登録，貨物運送やバス，タクシー等の営業許可の申請 ・戸籍の届出や外国人登録等の申請 ・著作権の調査および登録 ・契約書，遺言の作成	Legal Document Assistant (LDA) (法律文書作成補助士) ²¹ カリフォルニア州が最初、1999 年までは「独立パラリーガル (Independent Paralegal)」と呼ばれていた。 フロリダ州，オレゴン州，ルイジアナ州にも同様の資格がある。 Legal Technician さらにワシントン州では限られた範囲で依頼人を代理したり、助言を行うことができる新たな資格が 2015 年に認められた ²⁴。	(○) 協議離婚（争いのない場合），破産，遺言などのための法律文書を作成する ²²。 議会制定法で認められている場合には連邦または州の行政機関で依頼人を代表することができる ²³。 しかし，弁護士ではないので，依頼人に法的助言を与えたり，訴訟代理人となることはできない。
社会保険労務士 ²⁵	・社会保険に関する書類の作成 ・労働法により義務づけられる書類の作成 ・人事・労務に関する	独立の専門職なし，労務を専門とする弁護士の職務 ただし，Society for Human Resources Management (SHRM: 人材マネジメント協会) の	(○) オバマケアにより，50 人以上の労働者を雇用する事業者は医療保険を提供しなければならないと定められた ²⁷。

²¹ 武士俣敦「アメリカにおける非弁問題の位相：パラリーガルを中心として（１）（２完）」福岡大学法学論叢 47 巻 1 号・2 号 273 頁（2002 年）。武士俣教授は Legal Document Assistant の訳語として「法文書作成補助者」をあててるが，カリフォルニア州法で規制された専門職である以上，「〇〇士」とするのがより好ましいと思われる，本稿では「法律文書作成補助士」とした。

²² California Association of Legal Document Assistants (CALDA), *Frequently Asked Questions about Legal Document Assistants*, <http://calda.org/visitors/#NewProfession>

²³ California Business & Professions Code §6450

²⁴ Blake Edwards, *Washington State Experiments with Legal Technicians*, June 29, 2015, <https://bol.bna.com/washington-state-experiments-with-legal-technicians/>; Shannon Achimalbe, *Nonlawyer Legal Technicians: Access to Justice? Or Will They Make Things Worse?*, Jan 14, 2015, <http://abovethelaw.com/2015/01/nonlawyer-legal-technicians-access-to-justice-or-will-they-make-things-worse/> また，後出注 67 参照。

²⁵ 「社会保険労務士の仕事って具体的には？」 <http://www.syaro-i.com/article-4.html>

	るコンサルティング	認証する以下の民間資格がある ²⁶ 。 ① SHRM-CP (SHRM Certified Professional) ② SHRM-SCP (SHRM Senior Certified Professional)	連邦法または州法に基づいて、失業保険および労災補償保険（強制加入）の制度がある。失業保険の運用主体は一般的には州政府であるが、労災保険については政府だけでなく、民間の保険会社や事業者が行っている場合もある ²⁸ 。
弁理士 ²⁹	・産業財産権（特許権・商標権など）の取得 ・行政審判および訴訟代理（○）	patent attorney （特許弁護士） = attorney + patent agent 約33,000人 ³⁰	合衆国特許庁への出願代理＋訴訟代理 〈△〉日本の場合と異なり、弁護士であるというだけでは特許の仕事はできない。
		patent agent （特許出願代理人） 約11,000人	合衆国特許庁への出願代理。（×）
税理士	・税務書類の作成 ・税務代理（申告・届出・税務調査の立会いなど） ・税務相談（節税対策など） ・成年後見人	弁護士、公認会計士の他に、3つの専門職と非専門職が存在する。	（○）弁護士、公認会計士および税理士の三者は、内国歳入庁（IRS）（日本の国税庁に相当）に対して完全な代理権を持つ。
		Enrolled Agent （税理士）	後二者は特別試験に合格することで、税務裁判所（United States Tax Court）での訴訟代理も可

²⁷ オバマケアの実態と問題点につき、堤未果『沈みゆく大国アメリカ』（集英社、2014年）

²⁸ *SHRM Certification: About*, <https://www.shrm.org/certification/about/Pages/default.aspx>

²⁹ 北澤謙「アメリカ合衆国における社会保険・労働保険の徴収事務」労働政策研究・研修機構『諸外国における労働保険及び社会保険の徴収事務一元化をめぐる実態と課題に関する調査研究』所収（2008年）http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2008/documents/049_02.pdf

³⁰ 日本弁理士会「弁理士の仕事」<http://www.jpaa.or.jp/consultation/role/job.html>

³⁰ United States Patent and Trademark Office (USPTO), *Patent Practitioner Home Page*, <https://oedci.uspto.gov/OEDCI/>

		約4万6,000人 ³¹	能 ³² 。前二者が州レベルの資格であるのに対し EA は連邦レベルの資格である。
		Enrolled Actuary (登録年金数理士) 約 4,200 人 (うち AR 州に 3 人) ³³	1974 年従業者退職所得保障法 (ERISA = Employee Retirement Income Security Act of 1974) に基づいて、被用者の退職年金数理計算、退職年金税務にかかる税務代理などを行う資格を有する。連邦の独立委員会である年金数理士登録合同委員会が試験・監督を行っている ³⁴ 。
		Enrolled Retirement Plan Agent (登録退職計画士) 約1,300人 (うち AR 州に 1 人) ³⁵	年金その他の退職プランに関する税務について、IRS に対し労働者を代表する権限を有する。IRS が試験を行ってきたが、出願者の減少のため、2016 年度を最後に試験は取りやめとなり、新たな資格付与は行われないことになった ³⁶ 。

³¹ IRS, *Enrolled Agent Information*, <https://www.irs.gov/tax-professionals/enrolled-agents/enrolled-agent-information>

³² IRS, *Understanding Tax Return Preparer Credentials and Qualifications*, <https://www.irs.gov/tax-professionals/understanding-tax-return-preparer-credentials-and-qualifications>

³³ IRS, *Current Enrolled Actuary Roster As of September 21, 2016*, https://www.irs.gov/pub/irs-utl/enrolled_actuary_roster.pdf

³⁴ 石村耕治「アメリカで新たに誕生した税務専門職制度：登録納税申告書作成士 (RTRP)」獨協法学第 92 号 267 頁・273 頁～274 頁注 7 (2013 年)

³⁵ IRS, *List of ERPAs*, https://www.irs.gov/pub/irs-utl/list_erpas.pdf

³⁶ IRS, *Enrolled Retirement Plan Agent (ERPA) Program Changes*, <https://www.irs.gov/retirement-plans/enrolled-retirement-plan-agent-erpa-program-changes>

		非専門職として、 tax return preparers （納税申告書作成業者）約60万人 このうち、任意の研修・試験を終えた Annual Filing Season Program Participants （年次研修修了者）には限定的な資格が与えられるようになった。	日本とは違って、税理士による業務独占が認められておらず、誰でも有料で税務書類を作成することができる。
--	--	--	--

4. アーカンソーにおける税務書類の作成とリーガルサービス・プロバイダ

税務に関するリーガルサービス・プロバイダとしては、州ごとの資格である①弁護士および②公認会計士の他、内国歳入庁(Internal Revenue Service: IRS)の監督する全米的な資格である③税理士、④登録年金数理士、⑤登録退職計画士、さらに民間の非専門職として⑥納税申告書作成業者の6種類が存在する。

本稿では、市民によるリーガルサービス・プロバイダの選択が問題となる場合として、税務書類作成を具体例として考察してみたい。税金をいくら払うか、還付をいくら受けられるかは、(税金を支払う必要がない場合を含めて)ほとんどすべての市民の直面する法律問題といえるからである。

前記の6職種のうち、④と⑤は労働者の年金および退職計画という限られた場合となるので一旦考察の対象から外し、一般的な毎年度の所得税等の税務書類作成における①、②、③および⑥の4者の競合について焦点を当ててみたい。

(1) アーカンソー州弁護士

アメリカの弁護士制度については既に多数の論考が存在するが³⁷、弁護士資格の付与は州ごとに行われるため、アーカンソー州の制度についてみていきたい。

³⁷ 田中英夫『英米法総論(下)』418～425頁、441～443頁(1980年)；阿川尚之『アメリカン・ロイヤーの誕生：ジョージタウン・ロー・スクール留学記』(中央公論社、1986年)；浅香吉幹「現代アメリカの法律事務所：弁護士の専門化・多様化・市場開拓と倫理」自由と正義50巻9号50頁(1999年)；荒木源徳「アメリカの弁護士業務・法律事務所の多様性」司法改革2巻6号51頁(2001年)；柳田幸男・ダニエル・H・フット『ハーバード卓越の秘密—ハーバードLSの叡智に学ぶ』(有斐閣、2010年)；池田雅子・河津博史・白木麗弥・藤原靖夫「アメリカの法曹養成制度」法曹養成対策室報5号42頁(2012年)；吉川精一「危機に立つアメリカの弁護士」自由と正義67巻10号54頁(2016

弁護士となる要件を定めているのは 13 名の裁判官からなる司法試験委員会(State Board of Law Examiners)である³⁸。

アーカンソー州弁護士となるには、以下の 4 つの要件を充たす必要がある³⁹。

①大学の学部を卒業して、学士号を取得すること。

アメリカ法曹協会（以下、ABAとする）の認証するロースクールに入学するための前提条件となっている。

②ABAのロースクール入学共通テスト（LSAT）を受験し、合格すること。

読解力、分析力および論理性を問うもので、およそ 6 時間かかる。

③ロースクールに入学し、卒業すること。

司法試験委員会は、ABAの認証したロースクール（大学院に相当し、3 年間の過程）を卒業することを要件としている。ロースクールを卒業すると J. D. の学位が与えられる。アーカンソー州でABAの認証済みのロースクールは現在のところアーカンソー大学ロースクール（フェイエットヴィル）（公立で 1926 年設立、教員数 58、学生数 352）とアーカンソー大学リトルロック校（ウィリアム・H・ボーエン）ロースクール（同じく公立で 1975 年設立、教員数 108、学生数 394）の 2 校のみである。

④州の司法試験に合格すること。

司法試験は 2 月と 7 月の年 2 回行われ、2016 年 2 月の最終合格者は 60 名、7 月の合格者は 112 名であった⁴⁰。合格率は約 7 割である。司法試験委員全米協議会(National Conference of Bar Examiners: NCBE)が作成・採点している 4 種類の全米統一試験のうち、アーカンソー州は、2016 年時点で①択一式試験(Multistate Bar Examinations: MBE)②論文試験(Multistate Essay Examination: MEE)および④法曹倫理試験(Multistate Professional Responsibility Examination: MPRE)の 3 つを導入しているが、③パフォーマンス試験(Multistate Performance Test: MPT)については導入しておらず、そのため、統一司法試験(Uniform Bar Examination: UBE)にはまだ加わっていない⁴¹。学科試験とは別個に法曹倫理試験を受け、85 点以上を取得することが必要である。学科試験に合格し

年) など。

³⁸ <https://courts.arkansas.gov/administration/professional-programs/asble>

³⁹ LawyerEdu.org, *Steps to become a Lawyer/Attorney in Arkansas*, <http://www.lawyeredu.org/arkansas.html>

⁴⁰ Supreme Court of Arkansas Office of Professional Programs, *Press Release*, <https://courts.arkansas.gov/sites/default/files/2016FebruaryBarExamResults.pdf>; <https://courts.arkansas.gov/sites/default/files/2016JulyBarExamResults.pdf>

⁴¹ University of Arkansas School of Law, *Bar Exam Information*, <https://law.uark.edu/careers/bar-exam-info.php>

統一司法試験は①択一式試験、②論文式試験および③パフォーマンス試験 2 題からなり、2016 年の時点で 25 の州およびコロンビア特別区がこれを導入している。NCBE, *Jurisdictions That Have Adopted the UBE*, <http://www.ncbex.org/exams/ube/>

たにもかかわらず、法曹倫理試験を受験していないか、またはその結果を報告せず、弁護士資格の授与が延期された者が2016年2月および7月の各回について10名ずついた。

アーカンソー州弁護士としての資格を維持するためには、法曹倫理1時間を含む毎年12時間の継続研修を受講しなければならない。ただし40年以上継続して資格を認められているか、70歳以上の者はこの限りではない。

弁護士として、専門分野に特化した認証が欲しい場合には、全米法廷弁護士認証協会(National Board of Trial Advocacy: NBTA)が①民事、②刑事、③家族法、および④障害者福祉の専門認定を行っている。一旦認証されると5年間有効で、継続的な研修、10名から12名の弁護士(同一事務所に所属しているか、申請者の親族である者を除く)からの推薦、受験、法律文書の提出、活動の報告その他の要件がある⁴²。

(2) アーカンソー州公認会計士(Certified Public Accountant: CPA)

a 公認会計士とは何か

公認会計士とは各州が認定し、州ごとに登録される資格で、会計監査と税務の2つの分野の専門職である。①監査法人および②税理士法人に勤める他、③一般法人で経理・財務・決算や内部監査・内部統制の業務を担当したり、④金融機関で営業・金融商品開発・M&A(企業買収)等の業務を行ったり、⑤コンサルティング会社で経営や会計システムについての助言・指導を行ったりするなど、キャリアの選択肢は幅広い⁴³。税務については、IRSに対して納税者を代理する完全な代理権を持つ。原則として訴訟代理権を有しないが、例外的に特別試験(①連邦証拠法、②職業倫理、③連邦税法、④税務裁判所規則の4科目)に合格した場合には、連邦税務裁判所(United States Tax Court)においてのみ訴訟代理を行うことができる⁴⁴。

b 公認会計士となるための要件

アーカンソーにおいてはアーカンソー州公認会計士審査会(Arkansas State Board of Public Accountancy)⁴⁵が公認会計士となるための出願の受付、免許の登録および業務の監督を行っている。

アーカンソー州において公認会計士となるには、以下の4つの要件を充たす必要がある⁴⁶。

⁴² National Board of Trial Advocacy (NBTA), *Standards*, <https://nbta.memberclicks.net/standards>

⁴³ TAC 米国公認会計士講座「U.S.CPAを活かした仕事」
<http://www.cpa-tac.com/us/guide/guide02.shtml>

⁴⁴ CPA Training Center, *United States Tax Court Exam*,
http://www.cpatrainingcenter.com/tax_court_exam.asp

⁴⁵ <http://www.asbpa.arkansas.gov/>

①少なくとも大学の学部を卒業して学士号を取得し、150 単位の会計、ビジネスおよび職業倫理の教育を受けること。

学士号を取得するには普通は 120 単位で足りるので、米国公認会計士協会(AICPA)は、ビジネススクール等で会計学修士号を取得することにより残りの 30 単位を取得することを勧めている。日本のいくつかの予備校でも、米国公認会計士となるための講座が開講されている。また、Japan Society of CPAs (JUSCPA)という日本における米国公認会計士の団体も存在する⁴⁷。

②統一試験を受験し、合格すること。

試験問題は米国公認会計士協会が作成した全米で共通の問題である。①財務会計、②諸法規、③監査および証明業務、④ビジネス環境および諸概念の 4 科目で各科目 4 時間、①択一形式、②事例形式、③記述式の 3 つの出題形式がある。2004 年からコンピューターを使って受験するようになり、そのため一斉の試験日ではなく受験者がウェブ上で予約を入れ都合のよい日を選べるようになった。試験会場はアーカンソー州内ではフォートスミス、アルカデルフィア、リトルロックの 3 か所であるが、2011 年からは日本の東京、横浜、大阪でも受験できるようになった⁴⁸。

③2, 000 時間（フルタイムで 1 年分に相当）の実務経験。

試験合格後、会計、税務、経営コンサルティング等の 2,000 時間の実務経験を充たすことにより、はじめて免許を取得しうる。ワシントン州やグアムのように実務経験が必要でないところもあるが、多くの州は統一公認会計士法(the Uniform Accountancy Act)を採択し実務経験を積まなければならないとするルールに従っている。他州の免許や英米法系の国の免許を相互的に流用できる場合がある。

継続研修として、免許の有効期限の切れる前の 12 ヶ月間に 40 時間、または免許の有効期限の切れる前の 36 ヶ月間に 120 時間の講習を受けなければならない。

Sam M. Walton College of Business（アーカンソー大学商学部）では、毎年の卒業生 130 名のうち、約半数が公認会計士となり、他は公認管理会計士(certified managerial accountant: CMA)、公認内部監査人(certified internal auditor: CIA)、公認不正検査士(certified fraud examiner: CFE)になったり、ウォールマート、タイソンなどの会社に就職する者もいるとのことであった⁴⁹。

⁴⁶ AccountingEdu.org, *5 Steps to Becoming a CPA in Arkansas*, <http://www.accountingedu.org/arkansas-cpa.html>

⁴⁷ <http://juscpa.org/>

⁴⁸ National Association of State Board of Accountancy (NASBA), *CPA Examination – International*, <http://www.nasba.org/exams/internationalexam/international-process-to-apply/>

⁴⁹ Ken Bills 助教授へのインタビュー、11 月 7 日。

c 公認会計士と他業種との関係 (Sam M. Walton College of Business におけるインタビュー, 11月7日)

監査の分野における弁護士との関係について, Charles Leflar 教授は, 弁護士の役割は依頼人の利益を守ることだが, 公認会計士の使命は真実にあり, 依頼人が望まない場合でも, 本当のことを言うように求めると言っていた。また, 顧問契約を結んでいる会社に対して訴訟が予定されるようなことになっていないか, 弁護士とは定期的に会っていたそうである。

税務の分野における弁護士との関係について, JaLynn Thomas 講師によれば, 公認会計士は一般的な助言を与えることはできないが, 訴訟のための財務に関する情報を提供することができる。税務書類の問題等で弁護士から照会を受けることもあるとのことである。

同講師に納税申告書作成業者およびその規制についてどう思うかについてたずねたところ, 「規制の強化はよいことだと思う。業者の中には十分な訓練を受けている者もいるが, ほとんどは訓練が不十分であり, 納税申告書が単純な場合はよいが, 疑問点がある場合, 依頼人の誤りを見抜くことができなかつたり, 自ら誤りを犯したりする。その結果依頼人が追徴金を課せられることになる。大企業の場合には社内または顧問契約を結んでいる公認会計士に相談できるが, 中小企業や個人の場合には公認会計士でなければ少なくとも税理士のところに行くべきである。」との答えであった。

さらに, 公認会計士協会が IRS による納税申告書作成業者の任意の研修プログラムに対しても訴訟を起こしていること((4) a で後述する)についてコメントを求めたところ, 「誰もが公認会計士になるべきだと言っているように聞こえる。自分たちの仕事を守りたいのだろう。」という答えが返ってきた。

田舎での困難について, Cynthia Daily 講師はかつて田舎の小さな事務所に務めていたとき, 監査が専門であるにもかかわらず, 毎年1月から4月の納税期には比較的単純な納税申告書類を作成する仕事もしていた。特に2月, 3月及び4月の最初の2週間は週7日出勤しなければならないほど忙しかったとのことである。次に務めたのはリトルロックから車で3時間かかるヘンダーソンという町の事務所で, 弁護士1名と公認会計士7名がいたが, 納税期には弁護士も納税申告書の作成にかりだされていた。また, 夫は従業員35名を抱える製材業を営んでいるが, ヘンダーソンにはビジネスの問題, どうやって事業を展開していくかについて相談できるような人はいないので, リトルロックまで出向く必要があるとのことであった。

(3) 米国税理士(Enrolled Agent: EA)

a 米国税理士とは何か

米国税理士とは、IRSが認可する資格で、弁護士および公認会計士と並んで、IRSに対して納税者を代理する完全な代理権を持つ。税理士は個人、会社その他納税義務を負う各種の社団・財団のために税務に関する助言を行い、それらを代理し、税務書類の作成を行うことができる。南北戦争により被った損失によって課税金額をめぐる紛争が多く生じた1884年に連邦議会制定法により認められた最も古い連邦レベルの国家資格である⁵⁰。

b 税理士となるための要件

税理士の資格を得るには、学歴や実務経験の要件等はなく、試験に合格しさえすればよい。試験は①連邦個人所得税法および連邦贈与税法・相続税法、②事業関連の連邦税法、ならびに③税務代理業務および諸手続の3科目からなり、各科目とも択一式で100問が出題され、3時間半以内に解答しなければならない。毎年5月から2月までフレキシブルに受験日を選んで受けることができ、同日に3科目すべてを受験・合格する必要はない。コンピューターを使って出題・解答および即座に採点が行われ、合格率はそれぞれ7割から8割程度である⁵¹。国籍要件もなく国内の会場で受験することもできるので、日本人で資格を取得している人も多く、Japan Society of Enrolled Agentsという団体（California Society of Enrolled Agents(CSEA)の国際支部）も存在する⁵²。

c 税理士と他業種との関係

弁護士と異なり、原則として訴訟代理人となることはできないが、例外的に税務裁判所(United States Tax Court)においては公認会計士同様、特別試験に合格することにより訴訟代理が認められている⁵³。

公認会計士と異なり、法人の監査業務を行うことはできない。税理士の業務は税務のみに限定されている。

弁護士・公認会計士と異なり、連邦レベルの資格である。したがって別の州に引っ越した場合にその州での登録等を行う必要はない。

独立して事務所を構える他、弁護士・公認会計士同様、企業に雇用されている者(in-house)も多く、後述するように納税申告書作成業者の大手に雇用されて、無資格の従業員の相談に応じる上級者(senior)として働いている税理士もいる。

⁵⁰ National Association of Enrolled Agents (NAEA), *What is an Enrolled Agent?*, <http://taxexperts.naea.org/content/what-is-an-enrolled-agent.html>

⁵¹ TAC 米国税理士[EA]「資格情報」 <http://tac-ea.com/about-ea.php>

⁵² <http://www.jseatax.org/text/jsea.htm>

⁵³ 石村耕治「アメリカにおける非弁護士の税務訴訟代理資格制度：わが国における税理士の出廷陳述権等の課題」税務弘報 49巻6号6頁（2001年）

(4) 納税申告書作成業者(Tax Return Preparer: TRP)

a 納税申告書作成業者とその問題点

アメリカでは日本とは異なり、税理士による業務独占が認められておらず、誰でも有料で税務書類を作成することができる。料金を払って他人に税務書類を作成してもらう場合、その4割が弁護士、公認会計士、税理士等の有資格者によるものであるが、残りの4割は無資格者によるものであるといわれている⁵⁴。

所得税等について納税申告書を作成しなければならないことは、ほとんどすべての市民が直面する問題であり、納税シーズンの需要は非常に大きい。アーカンソーでも①H&R Block⁵⁵、②Jackson Hewitt Tax Service⁵⁶、③Liberty Tax Service⁵⁷の大手3社のいずれかのオフィスがショッピングモールに並んでいるのを見かけることが多く、個人経営の事務所も多い。

こうした無資格の民間業者の営業に対して、公認会計士協会や税理士協会は規制の必要性を訴えて続けてきた。無資格の業者の知識や教育には限界があることから、提供するサービスの品質に一般的に問題があり、また詐欺的な行為を行う業者も後を絶たないからである。さらに、劣悪なサービスを提供する業者が少しでもいれば、業者が納税者から不当な利益を得るか、納税者が必要十分な額の税金を納付しないことにつながり、政府か納税者のいずれかが損害を被るとの指摘もなされている⁵⁸。

内国歳入庁は、納税申告書作成業者が税務書類の作成の際に重大な誤りを犯していることを指摘する2008年の政府監査院(United States Government Accountability Office: GAO)および財務省税務管理監査官(Treasury Inspector General for Tax Administration: TIGTA)の報告書⁵⁹など規制を求める声の高まりを受けて、近時こうした業者の有資格化と規制に乗り出したが、一部の業者が自由市場における営業の自由を訴える一方で、競合する有資格者の団体である公認会計士協会や税理士会は、依然として十分な質の確保がなされないままこれらの業者がIRSのお墨付きを得ることに危機感を抱いて反対し、規制の取り組みは一進一退の状況が続いている。

⁵⁴ Kimberly Stanley, *Loving v. IRS and Tax Return Preparer Regulations* (2014), <https://www.lexisnexis.com/legalnewsroom/tax-law/b/federaltaxation/archive/2014/10/07/loving-v-irs-and-tax-return-preparer-regulations.aspx?Redirected=true>

⁵⁵ <https://www.hrblock.com/>

⁵⁶ <https://www.jacksonhewitt.com/>

⁵⁷ <https://www.libertytax.com/>

⁵⁸ *Report of the [New York State] Task Force on Regulation of Tax Return Preparers* 3-4(2011), https://www.tax.ny.gov/pdf/documents/task_force_report_reg_preparers.pdf

⁵⁹ GAO, *Paid Tax Return Preparers: In a Limited Study, Chain Preparers Made Serious Errors* (2008), <http://www.gao.gov/new.items/d06563t.pdf>; TIGTA, *Most Tax Returns Prepared by a Limited Sample of Unenrolled Preparers Contained Significant Errors* (2008), <https://www.treasury.gov/tigta/auditreports/2008reports/200840171fr.pdf>

IRS は 2010 年にすべての申告書作成業者に対して識別番号 (Preparer Tax Identification Number: PTIN) の取得を義務づけた⁶⁰。また、2011 年 6 月に「登録納税申告書作成士 (RTRP=Registered Tax Return Preparer)」という新たな「士業」の創設に踏み切った⁶¹。しかし 2013 年 1 月にコロンビア特別区連邦地裁により「財務省および IRS は申告書作成業者を規制する権限を有しない」という理由で違法・差止判決が下されてしまった⁶²。IRS は 2014 年 2 月に控訴裁判所でも敗訴し⁶³、代わりに 2015 年度から一定時間の研修と試験の要件(Annual Filing Season Program)を充たした者に、IRS に対する限定的な税務代理を認めることにした⁶⁴。しかしこのプログラムに対しても公認会計士協会から、裁判所による RTRP 制度の差止命令を巧みに潜り抜けた脱法プログラムであるとして、2014 年 7 月に連邦地裁に訴えが提起され、現在も係争中である⁶⁵。

b H&R Block および Liberty Tax の事務所におけるインタビュー

2016 年 11 月 2 日にフェイエットヴィルの H&R Block (Kathy Benton 氏, フルタイム従業員) および 15 日にジャクソンヴィルの Liberty Tax (Karein Shuffield 氏, フランチャイズ店の経営者) のオフィスを訪ね、それぞれ 1 時間程度の聞き取り調査を行った。

(問 1) 誰が納税申告書作成業者になるのか? 十分な教育・研修は行われているのか?

⁶⁰ 水野雅史・池上寿一・小磯有子・加藤寛崇「米国税制及び税務行政の概要」税大ジャーナル 24 号 197 頁・214 頁 (2014 年)

⁶¹ 石村耕治・前掲注 34 に詳しく紹介されている。

⁶² *Loving v. IRS*, 920 F. Supp. 2d 108 (D.D.C. 2013).

⁶³ *IRS v. Loving*, 742 F. 3d 1013 (D.D. Cir. 2014).

⁶⁴ *IRS, Annual Filing Season Program*,

<https://www.irs.gov/tax-professionals/annual-filing-season-program>

⁶⁵ 石村耕治「アメリカで頓挫した登録納税申告書作成士資格 (RTRP) 制度」JTI 税務ニューズ 2 号 37 頁 (2014 年)

2014 年 10 月に連邦地裁は「公認会計士協会には原告適格がない」とする判決を下したが、公認会計士側が上訴したところ、控訴裁判所は、「納税申告書作成業の市場において公認会計士資格の価値を下げるとともに、無資格の業者がより高価な公認会計士と競争しやすく、その仕事を奪いやすくする」点で競合者の利益の損害が認められるとして破棄差戻しの判決を下した。しかし 2016 年 8 月に連邦地裁は、そのような損害は、関連する制定法により保護された利益の範疇(zone of interest)にないとして、再び原告敗訴の判決を下した。すなわち、「財務省長官の規制権限を認めた条文(31 U.S.C. § 330(a))の立法目的は消費者保護にあるが、IRS は無資格の業者の連邦税法に関する知識を向上させ、これらの業者による誤りから消費者を保護しようとして AFS プログラムを策定したのであるから、このプログラムを解体しようとする公認会計士協会の利益が、連邦議会の消費者保護の目的に適合するとはいえない」と述べたのである。AICPA v. IRS, 2016 U.S. Dist. LEXIS 101661 (D.D.C., Aug. 3, 2016)

この判決に対し、公認会計士協会はまたも上訴して争っているところである。Michael Cohn, *AICPA Appeals Decision to Preserve IRS Program for Tax Preparers*, Sep. 2, 2016, <http://www.accountingtoday.com/news/aicpa-appeals-decision-to-preserve-irs-program-for-tax-preparers>

(答) 誰がなっているかは千差万別 (最初に訪ねた H&R Block の担当者は州政府でソーシャル・ワーカーをしていたが、定年後この仕事をはじめたと言っていた。もちろん若い人もいる。)

大手(LibertyTax)の場合、フルタイムまたはパートタイム (1月から4月までの「租税納期」の需要が非常に大きい) の従業員として働き始める前に、3種類の新人研修 (1, 3, または6週間) から1つを選んで受講し、試験 (4段階) に合格しなければならない。さらに、毎年20時間の継続研修を受けなければならない (IRSのAnnual Filing Seasons Programに該当)。

納税申告は単純なものから複雑なものまでいろいろあるので、単純な場合にはTRPやソフトウェアで十分だが、疑問がある場合には公認会計士(CPA)や税理士(EA)のところに行くべき。

(問2) TRPの経営の形態や規模について

(答) 大手はフランチャイズ形式。ノウハウを提供し、その地区の事業を経営者に任せる。Karein Shuffield氏はジャクソンヴィルを中心に3店舗を経営、フルタイムの従業員の数は5人とのこと。ただし、納期シーズン以外はメインの事務所以外は閉めている (両社とも)。

(問3) 他業種との関係や他店との競争について

(答) H&R Blockには2名の税理士がおり、フルタイムまたはパートタイムの従業員が対応して分からないことがあればそちらに相談できるようになっている。しかし、Liberty Taxでは税理士などの有資格者を雇ってはいなかった。

他の専門職と比べると、TRPは納税申告書の作成だけを仕事とし、かつ安価である。

従業員の給与は時間給+歩合制 (何通の申告書を作成したか)。気に入った人がいればその人を指名して予約を取ることが可能なので、個人的な信頼が大きい。

相談は無料なので、他所との比較も可能である。

5. カリフォルニアおよびアーカンソーにおけるパラリーガルと法律文書作成業

(1) カリフォルニア州法律文書作成補助士(Legal Document Assistant: CALDA)

a 資格の概要

カリフォルニアでは、1999年まで「独立パラリーガル(Independent Paralegal)」と呼ばれる職種が存在したが、現在は弁護士の下で働く者のみがパラリーガルと呼ばれている。

パラリーガルはリサーチ、依頼人との面談、情報収集、法律文書の草稿作成および分析、集めた技術的な情報をもとに独立した判断を行い監督する弁護士に勧告を行うこと、議会制定法で認められている場合には連邦または州の行政機関で依頼人を代表することができる⁶⁶。しかし、弁護士ではないので、依頼人に法的助言を与えたり、訴訟代理人となることはできない。

2000年1月1日から、従来の「独立パラリーガル」は「法律文書作成補助士(Legal Document Assistant: LDA)」と呼ばれるようになった。教育の要件はパラリーガルと同じで、学位ではなくABAの認証したコース（原則として2年間）を修了すればよい。

協議離婚（争いのない場合）、破産、遺言などのための法律文書を作成する⁶⁷。LDAができるのは基本的に書式の空欄を埋めることだけであって、法的な助言や説明、勧告をすることはできない。問題がある場合には弁護士に照会することになる。

b パラリーガルとの違い

LDAの位置づけであるが、「独立パラリーガル」というかつての呼称は誤解を招くものであり、業務の本質に照らして決してパラリーガルと呼ぶべきではない。パラリーガルとはリーガル・アシスタント、すなわち弁護士の業務を補助する者である（法律事務所の事務員や秘書の有資格化）と定義するならば、LDAの行っている「代書業」は、元来弁護士事務所には属さず、弁護士の監督を受けることを前提としてはいないからである。LDAの存在は日本の行政書士にきわめて近いものであるということができないのではないだろうか。LDAに相当する法律文書の「代書人(scrivener)」は、法廷における「代言人(advocate)」と同じくらい古く、アメリカでも植民地時代にまで遡ることができるものである。（しかし当時は弁護士と異なり専門職として規制の対象とはされていなかった。）また、ABA非弁委員会の1995年の報告書も、法律文書の代書を行う者を「文書作成補助者(document preparer)」と呼んで「パラリーガル」という語を使うのを避けている⁶⁸。

⁶⁶ California Business & Professions Code §6450.

⁶⁷ CALDA, *What does an LDA do?*, <http://calda.org/visitors/#NewProfession>

⁶⁸ パラリーガルとは、「弁護士の監督の下でもしくは弁護士が責任を負う状態で、実体的な法的業務を遂行し、または依頼人に助言を提供する者」である。これに対し、文書作成補助者とは「本人により提供された情報を利用して書式および書類の作成を補助する者」であり、特定の目的のための書式の選択や当該書式で問われていることに対する回答が適切かどうか、行政機関や裁判所の選択などについて助言を行うことはできない。

さらに、「弁護士の監督なしに、かつ弁護士が責任を負わずに法が含まれる手続に関して、公衆に対し助言その他の実体的な法的業務を提供する者」はリーガル・テクニシャン(legal technician)と呼ばれている。ABA Commission on Nonlawyer Practice, *Nonlawyer Activity in Law-related Situations* xvii-xviii, 2 (1995), http://www.americanbar.org/content/dam/aba/migrated/cpr/clientpro/Non_Lawyer_Activity.authcheckdam.pdf また武士俣・前掲注 21, 266 頁参照。

こうした概念上の混同を招くような呼称がなぜ広まってしまったのかには沿革上の理由がある。LDAはパラリーガル経験者を出身母体とし、現在でもパラリーガルの教育を受けた者をその供給元としているからである。遅くとも 1970 年代には、いくつかの都市で法律事務所の事務員や秘書（パラリーガルに相当）が独立して「代書屋」を開業するケースが表面化した⁶⁹。こうした営業は 1990 年代までにはカリフォルニアやフロリダ、オレゴンなどいくつかの州に広まり、州の弁護士会から非弁行為を理由に訴えられるケースも増えて、これらの州における「代書業」の資格化と規制とにつながった⁷⁰。前述したABAの報告書⁷¹は、このように弁護士から独立した元パラリーガルが法律文書の作成のみならず法的助言までも依頼人に提供するようになったという問題意識を背景としている。

カリフォルニアでは現在、パラリーガル養成コースを修了した学生は、法律事務所にパラリーガルとして雇われるか、独立したLDAとなるかを選択できるのであるから⁷²、パラリーガルとLDAはキャリアの上では姉妹関係にあるのは確かであるが、れっきとした別の職種であると理解すべきである。それゆえ「独立パラリーガル」という誤解を招く呼称を 1999 年に変更したのは当然の成り行きということになる⁷³。

⁶⁹ 1960 年代から 70 年代にかけてフロリダ州ジャクソンヴィルで法律事務所の秘書をしていたローズマリー・W・ファーマンはその後独立して *Northside Secretarial Service* と名乗り、貧困層の女性相手に離婚事件のための法律文書を作成するなどの業務を行うようになった。1977 年にフロリダ州弁護士会は 1977 年にファーマンが依頼人に対して法的助言を与えているのは非弁行為にあたり、また新聞や雑誌上に自身をフロリダ家族法の専門家であると紹介して「自分でできる離婚一式 ("do-it-yourself divorce kits")」を宣伝販売しているのは違法であるとして州裁判所に訴えを起した。ファーマンは、自分は法的助言を与えておらず依頼人の要望に従って訴答（の書面）を作成しているだけであり、50 ドルを超える料金は徴収していない、依頼人を手助けしているのは裁判所から本人訴訟の許諾をもらうためだと主張し、同様の行為が非弁行為（*unauthorized practice of law*）であると判断された直近の先例 *Florida Bar v. Brumbaugh*, 355 So. 2d 1186 (1978) は意見を広める権利および貧しい訴訟当事者が州の裁判所にアクセスできるようにするための情報を受け取る権利を制限する点で合衆国憲法第 1 修正に違反すると反論した。州最高裁判所はファーマンは非弁行為で有罪であると認め、非弁行為を差し止めた。*The Florida Bar v. Furman*, 376 So. 2d 378 (1979)。しかし、彼女はそれに従わずその後も営業を続けたため、法廷侮辱罪で軽刑務所(jail)への 120 日の収監刑（ただしそのうち 90 日は 2 年間刑の執行を猶予する、したがって今後 2 年間再度の非弁行為がなければ実際に収監されるのは 30 日）を科せられた。451 So. 2d 808 (1984); *See also*, Florida Memory, *View showing Jacksonville legal secretary Rosemary W. Furman*, <https://www.floridamemory.com/items/show/103430>

⁷⁰ 武士俣・前掲注 21, 266 頁～275 頁。

⁷¹ 前掲注 48 および武士俣・同 142 頁注 81 参照。

⁷² CALDA, *Questions about being or becoming an LDA*, <http://calda.org/faqs/>

⁷³ 日本でも俗に「ヤメ検」「ヤメ判」という言い方があるが、元検事・元判事であっても今の職業は弁護士である。同様に、元パラリーガルであっても今の職業は「代書人」(＝LDA)であるというべきであろう。

なお、サンフランシスコ・パラリーガル協会(SFPA)のホームページに「パラリーガル職を独立かつ自ら指示を下す専門職(an independent, self-directed profession)として代表し・・・」と書かれているのは、私見（仮説）では、一部のパラリーガルが法律事務所から自立する動きを見せていた 1990 年代までの動きの名残であり、おそらくは現在も LDA が同協会の会員となっていることを反映していると思われる。<http://www.sfpa.com/>

c 離婚事件におけるLDAの役割

カリフォルニア州法律文書作成補助士協会の会報によれば、これから離婚をしようというカップルにはこれまで次の5つの選択肢があるといわれてきた⁷⁴。

①弁護士を雇って訴訟を起こす（裁判離婚）

Divorce360.com（離婚問題お助けサイト）によれば5万3,000ドルから18万8,000ドル、事件によってはそれ以上の費用がかかる。37万5,000ドルもの費用を弁護士に払い、それで済んだと自慢げに話した女性がいたが、それは彼女の夫が45万ドルをも弁護士に支払ったからである！

②弁護士または退職した裁判官に間に立てて調停を行う（調停離婚）

離婚は複雑な問題を含み、熟練した調停人に支払う報酬は数万ドルもの高額になりうる。

③LDAの書類作成サービスを利用する（協議離婚）

当事者が離婚の条件について合意していれば、LDAの書類作成サービスを利用すればかなり安く済む。しかし、LDAは離婚の条件について交渉するのを助けることはできないので、意思疎通や信頼関係が損なわれているほとんどのカップルには不十分である。

④無料のクリニックに出席する

費用はかからないが、待ち時間が長く、ボランティアができることは書類に記入することを助けることだけなので、離婚の条件に争いがある場合にはやはり不向きである。

⑤本を読んだり自助サイトを調べたりして自分で何とかする

自分の離婚を自分で解決できるほど気持ちが強く、システムに頼らなくて済む人はほとんどいない。

筆者はさらに新しい6番目の選択肢として、LDAが調停人となる方法を提案している。カリフォルニア州法⁷⁵によれば調停人は弁護士でなくてもよいことになっているからであるが、LDAであれば誰でも離婚の調停ができるわけではなく十分な研修と経験を積むことが必要であると述べている。

（2）アーカンソーにおけるパラリーガルの位置づけ

パラリーガルをどのように取り扱うかは州によって大きく異なり、カリフォルニアのように州議会制定法で規定しているところもあるが、アーカンソーにはパラリーガルの資格そのものが存在しない、したがって何の教育を受けていなくても「自称パラリーガル」となることができる。

⁷⁴ Laura M. McGee, *Can An LDA be a Divorce Mediator?*, CALDA UPDATE, Jan. 2016. http://calda.org/wp-content/uploads/2014/01/2016_1Qv5.pdf

⁷⁵ California Evidence Code sections 1115 (a) & (b).

ただし、ABAはパラリーガルとなるために必要な教育水準を公表しており⁷⁶、これに基づいてアーカンソー大学フォートスミス校ではパラリーガル養成コースを1984年から設置している⁷⁷。2年間のコース（短大に相当）で、毎年の卒業者は15名程度。

アーカンソーでパラリーガルが法的助言を行ったり依頼人を代表したりすることは許されない。書類作成や調査を行うことは可能なので、弁護士事務所から独立した場合に十分な仕事をとれるのかが問題となるが、「サンフランシスコなどの大都市ならともかく、パートタイムでしか仕事は来ないだろう。また弁護士の方も臨時に調査のための人手が必要な場合にはロースクールの学生に声をかけるのではないか。」との話であった⁷⁸。

6. 結論

今回の文献のサーチと訪問調査により、アメリカにおいては想像していたよりも多くの専門職および非専門職がリーガルサービスを提供していることが分かった（表3）。今回の訪問調査ではサンフランシスコに3日しか滞在せず、弁護士サイドからしか話を聞くことができなかったのも、次回にカリフォルニア州法律文書作成補助士協会や全米でも2位にランクづけられるカリフォルニア大学ロサンゼルス校のパラリーガル養成コース⁷⁹を訪問調査できることを期待したい。

特にカリフォルニアでリーガル・ドキュメント・アシスタント（LDA）と呼ばれる専門職が存在することは武士俣教授の2002年の論文で紹介されているものの、日本では一般的に知られているとは言い難い。また武士俣教授はLDAをパラリーガルの発展形態と理解している。確かに学歴や職歴の上ではそのような理解もありえないことではないが、LDAの業務の本質が弁護士事務所から独立した「代書業」であることからすれば、パラリーガルではなくむしろ日本の行政書士にかなり近い存在とみるのが妥当であるように思われる。

都市部と郊外との相違の点では、弁護士の数が少ないアーカンソーでは弁護士以外のリーガルサービス・プロバイダの数も少なく、パラリーガルの取り扱いに見られるようにこうした職種の州法による有資格化や規制は進んでいないが、ABAがこうした職種の質を担保するために全米規模で一定の役割を果たしていることも分かってきた。

⁷⁶ *ABA Guidelines for the Approval of Paralegal Education Programs* (2013), http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/paralegals/lr_prlgs_2013_paralegal_guidelines.authcheckdam.pdf

⁷⁷ University of Arkansas Fort Smith, *AAS-Paralegal Studies*, http://academics.uafrs.edu/sites/academics.uafrs.edu/files/Departments/Academics/degree_plans/current/AAS-Paralegal%20Studies.pdf

⁷⁸ アーカンソー大学フォートスミス校における Lisa Parks 氏へのインタビュー、11月9日。

⁷⁹ *Top 10 ABA Approved Paralegal Degree Programs*, <http://www.online-paralegal-programs.com/top-10-aba-approved-paralegal-programs/>

専門職と非専門職の競合という点では、納税申告書作成業者の規制がホット・イシュー (hot issue) であり、新興の非専門職と既存の専門職の業界団体との「縄張り争い」の様相も呈していて、裁判所も巻き込んで目の離せない状況になっていることはきわめて興味深い。

今後の課題として、第 1 に、カリフォルニアにおけるパラリーガルおよび L D A について、より詳しく調べてみたい。今回の訪問調査ではサンフランシスコに 3 日しか滞在せず、弁護士サイドからしか話を聞くことができなかったので、次回にカリフォルニア州法律文書作成補助士協会や全米でも 2 位にランクづけられるカリフォルニア大学ロサンゼルス校のパラリーガル養成コースを訪問調査できることを期待したい。

第 2 に、カリフォルニアにおける都市部と郊外、僻地の相違について、再度の訪問調査を含め、さらに詳しく考察してみたいと思う。

第 3 に、本稿では紙幅の関係で取り上げられなかった土地取引における専門職と非専門職・保険のかかわりについても機会があればまとめてみたいと考えている。